5．現場保安力の向上

5．1　単独作業及び非定常作業に対する保安管理

鉱業権者は、請負作業者を含め、単独作業及び修理等の非定常作業に携わる者の災害を防止するため、作業の関係者全体でリスクを共有するコミュニケーション活動の実施等、鉱山全体での保安管理に努めるものとする。また、単独作業対策としては、カメラ、センサーによる作業の記録・管理等により、災害の未然防止や原因究明を容易に行い得る環境の整備に努めるものとする。

5．2　現場保安力の向上と人づくりへの取組

鉱業権者は、現場保安力の向上のため、危険体感教育、危険予知の実践教育及び保安技術・知識に関する学習の機会を設けるとともに、国が作成・情報提供している災害事例と再発防止対策に関するガイドブック、鉱山保安情報等を活用し、継続的な保安教育の実施に努めるものとする。

また、現場保安力向上のための取組についても、鉱山保安マネジメントシステムの中で毎年度評価を行い、新しい知見を踏まえた改善を進めるものとする。

6．国、鉱業関係団体等の連携・協働による保安確保の取組

国は外部専門家を活用した保安指導を実施するとともに、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組むものとする。

鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、民間資格制度「保安管理マスター制度」の運用・改善をはじめとした自主保安体制強化のための支援等、鉱山災害防止のための活動を積極的に実施するものとする。

国、鉱業関係団体は、それぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上につながるよう連携・協働を促進するものとする。特に、中小零細規模の鉱山に関しては、中央労働災害防止協会の支援制度の活用や、地域単位で鉱山の関係者が行う保安力向上のための情報交換、大規模の鉱山による保安レベルの底上げのための支援等の取組等に対し、これらが円滑に行われるようきめ細かな対応を行うものとする。

○経済産業省告示第五十七号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）等の規定に基づき、計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件

（西暦年数の表記方法）

第一条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第十五条第二号並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十九号）第十五条第二号並びに特定計量器検定業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号。以下「指定製造省令」という。）第九条第一項で準用する場合を含む。）、第二十六条（指定製造省令第九条第一項で準用する場合を含む。）、第二十八条第三項、第三十五条、第四十八条第一項第一号（検則第六十一条で準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項（検則第六十三条で準用する場合を含む。）の規定に基づき、経済産業大臣が別に定める方法は、次の例のように、西暦年数の十位以下の数字の前にアポストロフィを付する方法とする。

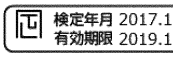
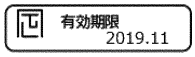
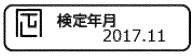
（例）西暦二〇一七年の場合

'17

2　前項において、アポストロフィを付することが構造及び使用状況からみて著しく困難な場合にあっては、これを要しない。この場合において、当該数字が西暦年数の十位以下である旨の表示を、当該数字の表記に近接した箇所又は特定計量器の本体の見やすい箇所に、明瞭に付するように努めなければならない。

（検定証印をはり付け印により付する場合の様式）

第二条　検則第二十六条の二第一項に規定する経済産業大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄又は下欄に掲げるとおりとする。

一　計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十二条第二項の規定により検定証印の有効期間の満了の年月を表示し、かつ、同条第三項の規定により検定を行った年月を表示する場合		
二　法第七十二条第二項の規定により、検定証印の有効期間の満了の年月を表示する場合（前号に掲げる場合を除く。）		
三　法第七十二条第三項の規定により、検定を行った年月を表示する場合（第一号に掲げる場合を除く。）		
四　前三号に掲げる場合以外の場合		